

地方行財政検討会議の分科会の開催について

平成 2 2 年 3 月 3 日
地方行財政検討会議議長決定

- 1 地方行財政検討会議（以下「会議」という。）における円滑な議事に資するよう、会議の下に、第一分科会及び第二分科会を設ける。
- 2 各分科会は、いずれの分科会とも、総務副大臣、総務大臣政務官及び内閣総理大臣補佐官である構成員が参画することとし、これらの者と議長が指名する学識経験者である構成員及び議長が委嘱する専門委員により構成されるものとする。
- 3 議長は、各分科会の構成員のうちから主査をそれぞれ指名し、それぞれの主査に各分科会の議事の整理、各分科会における案の取りまとめ等を行わせるものとする。
- 4 第一分科会においては、主に、次の事項について専門的な調査検討を行う。
 - ・ 地方自治体の基本構造のあり方
 - ・ 住民参加のあり方
 - ・ 自治体の自由度の拡大（議会関係・執行機関関係）
- 5 第二分科会においては、主に、次の事項について専門的な調査検討を行う。
 - ・ 財務会計制度・財政運営の見直し
 - ・ 地方自治体の自由度の拡大（財務規定関係）
- 6 各分科会の議事については、原則公開することとし、各分科会において配付する資料並びに各分科会の議事に係る議事要旨及び議事録は、各分科会開催後、速やかに総務省ホームページに掲載する。